

## ② お金に関すること

り災証明書			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
—	—	—	—

## ② お金に関すること

### (4) 災害弔慰金・災害障害見舞金（町）

町民福祉課福祉グループ  
☎ 26-7872

## 〔1〕 災害弔慰金

### 支援の内容

災害により死亡された町民の方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害弔慰金を支給します。

- ① 生計維持者が死亡した場合：500万円
- ② その他の者が死亡した場合：250万円

### 対象者

災害により死亡した方（厚真町に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。または死亡した方の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した方の死亡当時その方と同居し、又は生計を同じくしていた方に限る）です。

### 災害関連死に対する災害弔慰金相談

平成30年北海道胆振東部地震により直接死亡された方以外で、地震が死亡の原因となった「災害関連死」と思われる方の遺族などから相談を受け付けています。

災害関連死にあたる可能性が高い方の例

- ・環境の激変（避難所等生活の肉体・精神的疲労など）が死亡の原因と思われる方
- ・災害の発生からおおむね6カ月以内の間に死亡された方

※災害関連死による災害弔慰金の支給については、災害弔慰金支給審査委員会を設置し審査する予定です。

## 〔2〕 災害障害見舞金

### 支援の内容

災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害障害見舞金を支給します。

- ① 生計維持者：250万円
- ② その他の者：125万円

### 対象者

災害により重い障がいを受けた方

**追加** 第2版で追加

**修正** 第7版で修正 修正した箇所

り災証明書				被災証明書
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
○	○	○	○	○

<b>② お金に関すること</b>	
<b>(13) 義援金の配分</b>	総務課財政グループ ☎ 27-2481

支援の内容

<町配分の義援金：1次配分>

被害区分		分配額	対象者・申請者
人的被害	① 死亡者	50万円／1人	死亡者(関連死を含む)と認定された方
	② 死亡者	15万円／1人	①と認定されなかった方で避難所または仮設住宅で生活し亡くなった方 ※平成31年3月31日までの期間に限る
	③ 重傷者	10万円／1人	地震に直接起因し30日以上の治療を受けた方
住家被害	④ 全壊 自己所有 借家	30万円／1家屋 6万円／1家屋	り災証明書が全壊の自己所有居住者 り災証明書が全壊の借家居住者借主
	⑤ 大規模半壊 自己所有 借家	25万円／1家屋 6万円／1家屋	り災証明書が大規模半壊の自己所有居住者 り災証明書が大規模半壊の借家居住者借主
	⑥ 半壊 自己所有 借家	25万円／1家屋 6万円／1家屋	り災証明書が半壊の自己所有居住者 り災証明書が半壊の借家居住者借主
	⑦ 半壊に至らない (家財被害を含む) 自己所有 借家	10万円／1家屋 5万円／1家屋	半壊に至らない家屋の自己所有居住者 半壊に至らない家屋の借家居住者借主
再建	⑧ 住宅の新築および購入	50万円／1家屋	り災証明書が全壊、大規模半壊、半壊で、厚真町内に住宅を建設、購入した方

<町配分の義援金：2次配分>

被害区分		分配額	対象者・申請者
修繕	⑨ 全壊、大規模半壊、半壊の住宅を修繕した場合	20万円／1家屋	り災証明書が全壊、大規模半壊、半壊で修繕に78万4,000円以上(被災住宅応急修理と自己負担の合計)かかった家屋の自己所有居住者 ※被災住宅の応急修理については支援ガイドブック第1版1-(4)を参照
	⑨ 一部損壊の住宅を修繕した場合	10万円／1家屋	り災証明書が一部損壊で、修繕に10万円以上かかった家屋の自己所有居住者

<町配分の義援金：2次配分>

被害区分		分配額	対象者・申請者
その他	⑩ 各自治会のコミュニティ維持再建等	100万円／1自治会	町内34自治会

<道配分の義援金>

被害区分		分配額	対象者・申請者
人的被害	① 死亡者	100万円／1人	死亡者(関連死を含む)と認定された方
	③ 重傷者	30万円／1人	地震に直接起因し30日以上の治療を受けた方

住家被害	④	全 壊	80万円／1家屋	り災証明書が全壊(家屋の自己所有居住者または、借家居住借主)
	⑥	半 壊 (大規模半壊も含む)	35万円／1家屋	り災証明書が大規模半壊・半壊(家屋の自己所有居住者または、借家居住借主)
	⑦	一 部 損 壊 (半壊に至らないも含む)	2万円／1家屋	震災時点(9月6日)で住民票があり、家屋が自己所有居住または借家居住借主および震災時点(9月6日)で住民票が無いが、居住実態を確認でき、家屋が自己所有居住または借家居住借主

### 必要書類〔町・道配分共通〕

#### <①～⑨共通>

- ・印鑑
- ・預金通帳の写し
- ・申請者の本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証など）

#### <③>

- ・医師の診断書（写し可）

#### <④～⑥>

- ・り災区分が「物件居住者」になっているり災証明書（写し可）

#### <⑦>

- ・り災区分が「物件居住者」になっているり災証明書の写し（お持ちの方のみ）
- ・被災証明書の写し（お持ちの方のみ）
- ・震災時点で対象家屋に住民票が無い方は、生活実態を確認できる資料（直近の公共料金を確認できる請求書等）

※改めてり災証明書・被災証明書を申請する必要はありません。

#### <⑧>

- ・契約書
- ・領収書

#### <⑨>

- ・り災者区分が「物件居住者」になっているり災証明書（義援金申請で一度もり災証明書を提出していない場合）（写し可）
- ・被災住宅応急修理の証明書（建設課建築住宅グループが発行）
- ・修繕にかかった費用が確認できる領収書
  - ※全壊、大規模半壊、半壊…被災住宅応急修理と自己負担で合計が78万4,000円以上になる領収書・証明書
  - ※一部損壊…自己負担が10万円以上になる領収書

#### <⑩>

平成31年1月31日(木)開催の自治会長会議で配布した「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金申請書」

### 申請受付期間〔町・道配分共通〕

#### <①～⑧>

受付期間	対 象
平成30年10月29日(月)～	人的被害を受けた方 住家被害のうち「全壊」の判定を受けた方
平成30年11月5日(月)～	住家被害のうち「大規模半壊」の判定を受けた方

平成30年11月12日(月)～	住家被害のうち「半壊」の判定を受けた方
平成30年12月3日(月) ～12月14日(金)	住家被害のうち「半壊に至らない家屋(家財被害を含む)」の判定を受けた方 【対象】 幌内、富里、高丘、吉野、東和、桜丘、朝日、本郷、幌里地区
平成30年12月17日(月) ～12月27日(木)	住家被害のうち「半壊に至らない家屋(家財被害を含む)」の判定を受けた方 【対象】 京町、表町、新町、本町、錦町、宇隆地区
平成31年1月7日(月) ～1月18日(金)	住家被害のうち「半壊に至らない家屋(家財被害を含む)」の判定を受けた方 【対象】 美里、豊沢、上野、豊川、共栄、富野、上厚真地区
平成31年1月21日(月) ～2月1日(金)	住家被害のうち「半壊に至らない家屋(家財被害を含む)」の判定を受けた方 【対象】 共和、厚和、鯉沼、浜厚真、軽舞、豊丘、鹿沼地区

<⑨>

受付期間	対 象
平成31年2月4日(月) ～2月15日(金)	修繕を行った自己所有物件居住者 【対象】 幌内、富里、高丘、吉野、東和、桜丘、朝日、本郷、幌里地区
平成31年2月18日(月) ～3月1日(金)	修繕を行った自己所有物件居住者 【対象】 京町、表町、新町、本町、錦町、宇隆地区
平成31年3月4日(月) ～3月15日(金)	修繕を行った自己所有物件居住者 【対象】 美里、豊沢、上野、豊川、共栄、富野、上厚真地区
平成31年3月18日(月) ～3月29日(金)	修繕を行った自己所有物件居住者 【対象】 共和、厚和、鯉沼、浜厚真、軽舞、豊丘、鹿沼地区

#### 申請受付時間

月曜～金曜日(土曜・日曜・祝日および12月28日～1月6日は除く)  
午前9時～午後5時

#### その他

今後、追加配分がある場合には、広報紙やホームページ等でお知らせしますが、最初に  
出された申請書をもって追加配分等の申請があったものとします。

※必ずしも追加配分があるとは限りません。

※「⑧再建」「⑨修繕」に関しては再度申請が必要です。